

## 平成 23 年度第 2 回岩手県新しい公共支援事業運営委員会

日 時：平成 23 年 11 月 18 日（金）

場 所：いわて県民情報交流センター（アイーナ） 8 階 810 研修室

出席者：【委 員】東北税理士会 盛岡支部長 工藤 重信

岩手県立大学総合政策学部 教授 倉原 宗孝

株式会社岩手銀行 取締役営業統括部長 佐藤 克也

特定非営利活動法人やませデザイン会議 議長 田中 卓

岩手県中小企業団体中央会 専務理事 平澤 石郎

紫波町生活部福祉課 課長 藤尾 智子

【事務局】政策地域部 部長 千葉 茂樹

政策地域部 副部長兼地域振興室長 佐々木 和延

NPO・文化国際課 総括課長 畠山智禎、特命課長 佐々木真一

主任主査 佐藤宗孝、主査 熊谷和子、主任 中村和也

### 1. 開会（佐々木特命課長）

### 2. 挨拶（千葉政策地域部長）

千葉でございます。本日は御多忙のところ、第 2 回となりますこの新しい公共支援事業運営委員会にお集まり頂きまして感謝申し上げます次第でございます。

新しい委員さんもいらっしゃいますので、若干、経過説明的に御挨拶申し上げますが、一枚目のペーパーにもございますけれども、昨年度末、国から新しい公共支援ということで全国ベースで 87.5 億円の交付金が配られ、本県にも 1 億 4 千 5 百万の配分を頂き、昨年度中に基金を作りまして、その基金に積み立てて今年度を迎えたところでございます。

今年度、御案内のとおりでございますが、第 1 回の運営委員会を 7 月に開かせて頂きました。今年度の予算として、1 億 4 千 5 百万のうち 8 千万を執行するという計画で予算計上させて頂きまして、6 月県議会で関係予算を御承認頂きましたので、直ちに 7 月に大震災津波の被災地で行いました宮古市におきまして第 1 回運営委員会を開催させて頂き、新しい公共支援事業の基本方針案及び事業計画案を御審議頂き、また震災対応案件でありますモデル事業の公開プレゼンテーションを行い 10 件の事業を採択頂いたところでございます。その後 8 月に、今日も資料としてお付けしておりますが、県で策定致しました復興計画にもこの事業等について盛り込ませて頂いているところでございます。

7 月から 4 箇月近くが経過致しまして、先日も一部報道にございましたが、おかげさまで採択されました事業による被災者支援も順調に経過していると考えているところでございました。前回の会議時点では、緊急に事業を採択する必要性もございましたので、6 人の委員さんに御就任頂いたところでございますが、今後、御承認頂きました基本方針あるいは事業計画におきまして、NPO 等に助成する仕組みなどについて検討する必要もございますので、委員会の体制強化として新たに経済、金融、会計の各分野から 3 名の委員さんに御就任を頂戴したところでございます。これによりまして、文字通り「新しい公共」の理念を踏まえて取り組んでいく、いわゆる地域社会を構成する様々な分野の有識者の方々に御参画を頂いたと思っております、皆様方から幅広い御見識を賜わり、御協議を頂きたいと考えているところでございます。

詳しくは後程、議事の中で御説明致しますが、新たな情報と致しまして、国の 3 次補正予算により被災 3 県に交付金 8.8 億円が追加交付されるという情報を頂いているところでございます。私共と致しましては、そのような新たな取組を含めて 24 年度の事業計画の検討を開始したところでご

ざいます。

本日の会議におきましては、現在県が検討中の事業計画等について御説明し、具体的にはこの8.8億円、本県にだいたい2億から3億円の幅で頂けるのかなと思っておりますが、この執行方法についても様々な御意見を頂戴したいと思っております。

この「新しい公共」の話は、今非常に注目されておりますし、また一昨日、県の総合計画審議会を開催し、第2期、これから4年間のアクションプランの第1次案を公表致しましたが、その中にも盛り込ませて頂いているところでございます。

何れ、本日の御議論を踏まえながら、具体的な事業計画の策定及び来年度事業の募集を行い、震災からの復旧・復興、さらには「新しい公共」の推進に向けて取組を進めて参りたいと考えておりますので、よろしく御審議を頂ければと思っております。

多少長くなって恐縮でございますが、今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3. 委員紹介（事務局：佐々木特命課長）

前回の運営委員会後に新たに3名の委員の方々に御就任頂いておりますので、改めまして委員の皆さまを全員御紹介させていただきます。なお、所属名につきましては省略させていただきます。

最初に委員長の 倉原宗孝様です。（倉原委員：倉原です。よろしくお願いいたします。）

委員の工藤重信様です。（工藤委員：工藤です。よろしくお願いいたします。）

同じく、委員の佐藤克也様です。（佐藤委員：佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。）

同じく、田中卓です。（田中委員：よろしくお願いいたします。）

同じく、平澤石郎様です。（平澤委員：平澤です。よろしくお願いいたします。）

同じく、藤尾智子様です。（藤尾委員：藤尾です。よろしくお願いいたします。）

なお、佐々木りほ子様と松田陽二様、それと、本日は当初は出席の予定ではございましたが西舘政美様におかれましては所要の為欠席となっております。

### 4. 議事

（事務局：佐々木特命課長）

続きまして、次第4の1に移りたいと思いますが、本運営委員会の設置要項第4条第3項の規定によりまして、委員長は会議の議長となるとされております。以後の進行につきましては委員長にお願い致します。

（倉原委員長）

はい、それでは限られた時間ではありますが、有意義な時間になればと思いますので、よろしくお願いいたします。早速ですけれども、次第1番の「平成24年度新しい公共支援事業の事業計画について」について、事務局から御説明をお願いします。

（事務局：畠山総括課長）

NPO・文化国際課 総括課長の畠山でございます。説明の方を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

【復興基本計画他】

お手元のペーパー様々ございますが、まず、今部長からの話の中にもありましたけれども、復興計画あるいは県の県民計画での位置付けについて御説明させて頂きたいと思っております。

お手元に復興計画のペーパーを織り込んでおりますので、御覧頂きたいと思っております。復興計画が8月に策定され既に動いているものでございますが、この中の地域コミュニティという項目のどこ

るに「新しい公共」を位置付けまして取り組んでいくことにしてございます。「基本的考え方」のところの「また」のところでございますが、「被災地域等の住民、NPO、企業など『新しい公共』の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。」ということでございます。「新しい公共」というのは、地域の様々な多様な担い手、ここに書いてあります「住民、NPO、企業あるいは行政」が一緒になって地域の課題に取り組むということでございます。まさに、復興を進める上での重要な部分だと考えておまして、それを支援するということでございます。

次のページでございます。「短期的な取組」のところ、ポツの2番目でございますが、短期的な取組の「新しい公共」の担い手である NPO、企業等が主体となって取り組む復興活動を支援するという位置付けをさせて頂いております。これは短期的と書いておりますけれども、短期から中長期にわたって取り組んでいくということで、下の方に行程表を書いてありますが、短期から中期に亘ってこの「新しい公共」の担い手である NPO、企業等が主体となって取り組み、復興活動を支援するという位置付けをさせて頂いているところでございます。

次に参ります。次のページに「復興実施計画」という具体的なアクションプランを掲げたものがございます。次の 79 ページをお開き頂きますと、項目 23 「新しい公共による地域コミュニティ支援事業」の事業目的の中で、「発生直後から国内外からボランティアが被災地に出向き、市町村、住民と連携して復旧、復興活動を行っており、こうした多様な活動主体による『新しい公共』が果たす役割が非常に大きくなっている」との認識を致しまして、そして、『『新しい公共』による地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を強力に支援していく』ことを具体的な取組として掲げているところでございます。また、事業の概要の(2)ですが、「NPO、企業など『新しい公共』の担い手が、行政と連携して地域課題の解決にあたり民間組織が実施するモデル事業のうち、震災復旧に向けた取組を補助するとともに、NPO の活動基盤の整備を行うための事業を実施する。」ということで、まさに当委員会でもいろいろ御議論を頂きながら、モデル事業や NPO 等の活動基盤の整備ということも含めて取り組んでいくことを具体的な取組事項として位置付けております。

続きまして、「いわて県民計画」でございます。これは今、総合計画審議会でも御議論頂きながら進めており年度内には策定の予定でございます。県民計画の第 2 期アクションプランという今年度から 2014 年度までの計画期間でございますが、この中にも位置付けをさせて頂いております。

次のページでございます。政策項目 21 の「多様な市民活動の促進」という中で、「みんな目指す姿」におきまして、「県民、NPO、企業などの『新しい公共』を担う様々な主体が連携・協働した多様な市民活動が行われている」という姿を目指して取り組んでいくということでございます。2 番の「基本方向」ですが、「多様な主体が地域課題を解決するための『新しい公共』の拡大と定着に向け、県民に対する情報提供の充実を図るとともに、『新しい公共』の取組を支援する仕組みを構築する。」ということでございます。主な取組内容では、①に『『新しい公共』の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくり』としており、普及啓発も行いながら「新しい公共」の取組を支援する為の資金的なところも含めて、仕組みを作っていくということでございます。多様な主体による復興活動等を推進し、また各種団体間の連携を推進しながら、皆で復興も含め様々な地域課題の解決に取り組んで頂こうということでございます。②として、『『新しい公共』を担う NPO への支援機能の充実』としており、それぞれ多様な主体に活動して頂いておりますが、主要なプレーヤーとして NPO の活動をしっかり支える、活動基盤をしっかり支援するということにも取り組んでいくということでございます。

次のページですが、3 番の「取組に当たっての協働と役割分担」ということで、「県民一人ひとりが主体的に市民活動に参画するとともに、『新しい公共』の担い手の中心となる NPO は、多様な市民活動や、他の主体との連携を含めた取組を行う。」ということが必要であり、市町村や県においてもそのための活動支援をしていくということでございます。下の表の中にも「県以外の主体」とありますが、県民には市民活動への参画をいただき、NPO にもいろいろ取り組んで頂き、企業も取り

組んで頂く。そして、市町村がそうした主体と連携しながら「新しい公共」を進めて頂く。県はそうした「新しい公共」の定着に向けた普及啓発などを行い、応援しながら「新しい公共」を推進するという事で役割分担を書かせて頂いているところでございます。このように、様々な計画の中でもきっちり「新しい公共」というものを位置付けながら取り組んで参りたいという事でございます。

#### 【資料No. 1】

続きまして、資料の1番から順次御説明をさせていただきたいと思っております。先程、部長からも申しあげましたが、7月の委員会におきまして14件の申請案件について公開プレゼンテーションにより御審議頂き、そのうち10件について採択させて頂いたところでございます。資料No.1の「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」という事でございます。この資料の冒頭に注書きを書いておりますが、「モデル事業とは」ということで「NPO・企業・行政などが連携して地域課題の解決に当たるという仕組みの下での先進的な取組」としており、今年度は震災からの復旧・復興に向けた取組というところに限定致しまして、募集をして採択をしたというものでございます。事業費の上限が1千万円で、10分の10という補助率としております。

この資料の1番から10番までの各事業でございしますが、合計額で約6千万円、平均しますと大体600万円ぐらいの事業でございしますが、それぞれ今どう動いているかを右端の進捗状況に掲げてございます。動きの進度に違いはありますけれども、概ね着手して順調に動いているところでございます。先日報道されました2番の「温泉買い物バスの運行による仮設住宅や自宅への引きこもり防止」という田野畑村の事例でございしますが、仮設住宅の避難者などを地元のタクシーを使いまして龍泉洞の温泉の方まで連れて行って入浴サービスあるいは買い物サービスをしてあげるといふものでございます。3番は北上の事例ですが、これもかなり順調に動いており、駅前に復興ステーションというものを作りまして、北上に避難している方々が集まっているいろんな情報交換をするとか、あるいは全国のNPOが北上を一つの拠点として動いているということもございします。

その他様々ございしますが、今後、やはり実地にこれらの動きを調査する必要があるということで、一部私共もすでに調査も開始しておりますが、また委員さん方にも御都合が付く範囲で御賛同いただければと思っております。後日また日程調整をさせていただきますので、御都合がよろしければ御参加頂きたいと考えております。資料No.1については以上でございします。

#### 【資料No. 2】

資料No.2、「新しい公共支援事業交付金」でございします。先程部長からも申し上げましたが、現在、国の方で8.8億円という3次補正の予算を計上してございします。今、国会で審議中でございしますが、これをその被災3県、具体的に言いますと岩手・宮城・福島に配分をして、この「新しい公共」のモデル事業に当てていくというものでございします。このペーパーの左上のところに「復興基本方針」という国の復興方針がございしますが、この中に「新しい公共」がしっかり位置付けられており、それに伴いましてその下の「事業概要・目的」のところ、これは補正予算の事業概要・目的ということになりますけれども「被災地では、あらゆる課題が山積していた。」ということで、この「新しい公共」が中心となって諸課題の解決に取り組むことが必要だとしてこの基金の積み増しをするという事でございします。これについては、モデル事業、モデル的な取組に支援するといったことが書いてございします。

右側に参りまして、具体的なイメージということでございします。1つには、「活動支援拠点の構築」ということで、先程ちょっと申し上げましたが、北上の復興支援ステーションといった事例がございしますが、こうした情報の一元化や発信などの取組があります。②の「被災者支援活動」ということで、仮設住宅でのコミュニティ形成支援活動など、これも私共が既に採択している10件

の中に被災地のコミュニティの形成支援という事業がございます。③の「地域復興のための活動」ということで様々ございますけれども、例えば仮設の店舗を建てて地元の、被災地域の商業者に提供するというような事業等も具体的なイメージとして掲げているところがございますが、そういった活動についても私共も既に採択をさせて頂いたところがございます。何れこういった具体例を掲げており、こういったものに配分をしていくというものでございますが、右下のところに書いておりますけれども、24年度末までに事業期間が設定されており、それまでに執行しなければいけないということになっております。

### 【資料No. 3】

次の資料No. 3の方で少し詳しく御説明を致しますが、「国の3次補正と制度見直しの方向」ということで、今日の論点の中心部分ということにもなりますけれども、このお金を使うに当たってのルールについて、国の方ではガイドラインという一応の目安みたいなものを作っておまして、この見直しをかけるということになっております。右側を御覧ください。これまでの使い方については、NPOが都道府県とか市町村の行政と連携して応募をして頂くことがルールでございます。連携というのは、具体的には連名で応募する、ないしは協働体を組んで応募する、この2つがルールでございます。この変更点ということで、まず1つは、従前は私共の県もそうですが、基本的に岩手の団体が岩手県に応募をするというのがルールでございましたけれども、国内の全NPOが岩手・宮城・福島の何れかに応募できるという、全国から応募があるということにルールが変わって参ります。3次補正の対象が3県だということがございます。それで3県に応募ができるという形になります。その際に、②で書いておりますけれども、行政と連携しないで応募できます。先程申し上げました通り、今までは連携、つまり連名ないしは協働体を組んでということでしたが、行政と連名あるいは協働体を組む必要はありません。但し、推薦状を貰ってくださいということに変わります。また、事業を推進する上での会議体を組織してそこに行政に参加してもらう必要があります。この2点をクリアすれば推薦状とこの会議体への事業を推進する上での推進会議みたいなものを作りそこに行政に参加してもらう。この2点をクリアすれば、今までのように連名での申請とか、あるいは協働体を作って申請、これが必要でなくなるというのが国の示したガイドラインでございます。これについて県としてどう考えるかについては、今日御議論頂きたいと思えます。実は、国の考えではガイドラインは目安として定めているものであって、あとは各県が判断してそれに更に足かせをする、あるいはもっと緩める、その辺については県の判断で実状に応じてやって下さいという話がございます。従いまして、今日はその辺について御議論頂くということにしてございます。後程お願いをしたいと考えております。

もう少しペーパーを説明させて頂きますと、右の下に書いてありますのが「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」ということで、新認定制度ということが書いてありますが、今までは国税庁に認定申請を致しまして、認定を受けるとNPOに対する寄付が、寄附をした人の税金が控除される、優遇されるという優遇税制がございました。そういう税制上の優遇措置があるので寄附が多くなるだろうと、寄附を促進するための税制ということでございます。そういうルールがございましたけれども、それが4月以降変わります。来年の4月以降、今度は県がその事務を担うこととなります。認定申請を県の方にして頂くということになります。そこでその事務を円滑に進める為のNPO等への指導とか講習会、この辺についてもこの新しい公共支援事業の中でやって頂くことができますという話でございます。この辺については、後程御説明致しますが、私共でも取り込みまして来年の計画の中に位置付けているところがございます。

あと、同じペーパーの左側を御説明致しますが、3次補正については予算成立後に交付されます。想定される事業のパターンが3つありまして、1つは各県の県内のNPOが自分の県の被災地の復興を支援するパターン、もう1つは全国のNPOが3県に出向いて行って活動するパターン、3番

目が全国の NPO がそれぞれの地元で、避難してきた人、例えば山形県に避難してきた隣接県の避難者の方々をお世話するといった事業にもこれを活用してもらえるとということです。その為の交付金として8.8億、これを来年度までに使い切る、事業期間がそこまで設定されているということです。

また、今まで上限1千万円というルールがございました。ここには記載してございませんけれども、国の方では上限については、青天井でというか特に制限を設けないというルール変更を行う予定でございます。その辺についても各県の実状に応じて設定して頂きたいということでございますので、今日はその点についても御議論を頂きたいと思っております。

#### 【資料No.4】

それでは、資料No.4を御説明させていただきます。そういった国の動きを受けて、県として来年度どういう取組をしていくかについての素案、案でございます。これについて、今日また皆さんからも御意見を賜りたいと思います。資料の右側を御覧ください。「目指す姿と取組」、これにつきましては先程御説明させて頂いた通り、復興計画とかアクションプランの中で位置付けております。財源の条件については御説明した通り、1億4千5百万円で組んでおりますけれども、そのうち今年度は8千万円予算化しております、うち6千万円について配分をしたところでございます。従って、差し引き現時点で1億4千5百万円のうち6千万円ですので8千万円ぐらい来年度に回して執行していく予定でございます。これに加えまして、3次補正ということで、先程部長からも話があった通り、2億から3億円が加わります。そういったところが、来年の事業規模の目安ということでございます。

そのお金を使って何をするかということを書いております。事業内容の1番の(1)、「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」ということで、具体的にはNPOの体制強化というか、体質を強化、活動基盤を強化する取組です。まず(ア)として「NPO法人新会計基準習得支援」、今国の方で新会計基準の検討をしておりますけれども、それを習得して頂く。実はNPOに関しては会計基準のルールがあっただろうところがございまして、かなりまちまちに運用されている部分がございます。これをある程度統一していこう、そうすることによっていろんなNPOを比較検討しやすい状況を作っていこうということでございます。それによって、どこに寄附しようかなということが見えてくる、比較検討しやすくなるということがございます。そのためには、まずそういった会計基準というのをある程度定めて、それをしっかり習得して頂く必要があるということで、その為のセミナーを開催するというところでございます。

(イ)と致しまして「労務・財政・会計支援」、NPOはまだまだそうした部分について疎いところがございまして、しっかりと習得して頂いて、財政基盤とか会計基盤がしっかりと上手く回っていかないということでございますので、その辺をしっかりと頂くために講習会を開催するというものでございます。

(ウ)と致しまして「新しい公共推進フォーラム」ということで、地域の協働あるいはNPOのコンプライアンスといったことをテーマと致しましてフォーラムを開催する。これは啓発的な部分でございますが、しっかりした運営をして頂く、あるいは地域とうまく協働しながらですね、活動してもらおう。そういったことでこのフォーラムを開催したいということでございます。以上(ア)(イ)(ウ)が「委託」という形で行って参ります。

また※(米印)に書いておりますけれども「専門家派遣事業」ということで、これは県が直接公認会計士あるいは税理士の方をお願い致しまして個別のNPOに対してそういう御指導をお願いするための専門家を派遣するという事業も考えております。

(2)と致しまして、「寄附募集支援」ということでございます。NPOの財政基盤強化の取組ということになります。まず1つ(ア)としまして「実践！寄附から始まるNPO活動」ということ

で、ファンドレイジング、お金集めですね、寄付金を受ける為のノウハウ習得セミナーを開催致します。

また（イ）と致しまして「NPO 等と企業等との協働マッチング」ということで、企業からのお金に期待する部分がございますので、県民の方から、個人の方からもそうなのですが、企業からある程度まとまった形でお願い出来ればなという部分がございますので、そういった企業に対する寄附についての御理解、あるいは企業自らがそういった地域の NPO 等と組んで活動するというのもお願い、啓発をしていきたいと考えております。そうした企業と NPO のマッチングの機会を設けて、NPO が企業に対してどんどん PR をしていくうちに、ぜひ協力して一緒にやっていきましょうというような形の機会を作りたいと考えております。

あと（ウ）として「なるぞ！認定 NPO 法人！取得支援事業」ということで、先程申し上げた認定 NPO、税制の優遇の部分、寄附の促進税制の部分でございますが、それには認定 NPO 法人という取得をしなければいけませんので、その為のノウハウをしっかりと身につけて頂くということでセミナーを開催して参ります。これら（ア）（イ）（ウ）については委託で実施して参ります。

あと、※（米印）に書いておりますけれども、「NPO 活動支援の仕組みの検討」でございますが、これは県が直接この委員会の御意見を基に組み立てて参りたいと思います。現在、公益信託いわて NPO 基金という基金がございます。これは 10 年前に 1 億円の基金を造成し、そんなに大きな金額ではございませんが毎年 NPO の活動に助成金を出しております。これが今年度でもう原資が枯渇致します。これに続く新しい NPO 助成の為の仕組みを作りたいと考えておまして、今回御就任いただいた経済、金融、会計の各分野の委員の皆様御意見も頂いて、御議論頂いて、その中で組み立てていきたいという部分でございます。これについては来年度の主要なテーマとなって参りますけれども、この委員会の中で御検討頂くということでございます。以上がまずは「支援事業」ということで、今年度はやっていなかった NPO の基盤整備だとか、寄附募集だとかそういった部分を行います。

2 番として掲げている「モデル事業」ですが、今年度は震災対応に限って実施をした部分でございますけれども、来年度は今年度よりも少し要件を緩和して、応募しやすい形で運営し、先程申し上げた 8.8 億円という部分に対応する部分も含めて募集をして配分したいと考えております。これについては県本庁だけではなく、各圏域の方にも手伝ってもらい、役割分担しながら進めて参りたいと考えているところでございます。

あとは、今年度は震災対応案件だけの採択でございましたが、来年度はそれ以外の案件、バリアフリーの問題だとか、福祉、地域づくりの問題とか、様々震災とオーバーラップする部分もございまして、震災に限らない被災地域以外の取組についても対象に致しまして、そういう新しい公共の取組も採択をして参りたいと考えているところでございます。以上、まずは来年度の事業のご説明でございます。まずはここまでのところで御議論を頂ければと思います。

#### （事務局：千葉部長）

恐れ入りますけれども、私、実は他の組織の会議と被りましたので、ここで中座させていただきます。一言だけ今の説明に補足させていただきますと、御案内のとおり非常に多額のお金が国から来る訳でございます。基本的に来年度活用されたいという話になる訳でございますが、大変な話だなと思っていらっしゃると思いますが、私共としましてもそういう見込みをしております。特に県外からの法人さんに御協力頂けるということで、復興計画の中には「開かれた復興」というのも 1 つのキーワードになっておまして、県内外あるいは国外からの御支援を頂きながら復興していくというのはその通りでございますので、県外 NPO 法人さん等の御協力を頂きたいものだと考えているところでございます。

また、例えば、一関には気仙沼市から避難されている方も沢山いらっしゃいます。市同士で協定

を結んでおられて、かなりの方が気仙沼から一関に避難されています。そういう方々にも御支援できるのかなと考えているところでございます。ただ、私共が1つ心配しておりますのが、先日9月県議会の決算委員会がございまして、私共も昨年度決算の審査を受けた訳でございまして、その中でこういった心配をしているという御意見を頂きました。何かと申しますと、各被災地域でのいわゆる支援活動的なもの、これは私共の6千万円を使った事業ではないのですが、今様々な支援活動が行われていると。地域の方では産業の、生業の再生ということで、そういう活動も着実に復活してきており、場面によっては自らの復興活動的なものと支援活動の間で若干軋轢を生んでいるというか、そういう問題も出てきているということで、ちょっと県も目配りするべきではないかという御指摘も頂いておりました。そうしたことも含め色々な御意見があるのかなという気がしております。県もそうですし、市町村とか団体さんとかも含めてできるだけ調整して、復興のために御支援頂ければと思います。できるだけ齟齬が生じないように進めていくことが必要ではないかということで、私共もきちんとやっていきたいという御答弁もさせて頂いているところでございます。従いまして、今回のいわゆる3億の交付金を頂いた活動につきましても、十分気をつけていく必要があるのかなと思っております。後程御議論頂きますが、ぜひその辺も含めまして色々御意見を頂戴出来ればありがたいと思っております。すみませんが、ちょっと中座させて頂きますが、よろしくその辺も御検討頂ければと思います。どうぞよろしくお願い致します。失礼致します。

#### (倉原委員長)

では、今の御説明等で県としての基本的な計画あるいは方針でしょうか、それと今年度数カ月ですけれども、「新しい公共」というキーワードが何回か出てきていますけれども、これまでの取組の様子、そして後半の方ですけれども1年後、これからでしょうか、復興に向けた計画についての御説明を頂いたところだと思います。特に今、部長さんから御説明頂いた補正予算、有難いお金ですけれどもこれをどう有効に使うかというところがまた逆に悩ましいところで、後半の2つ目の議題の方にも少し関わってくるかと思っておりますけれども、これまでの御説明について御質問とか自由な御意見を頂ければと思います。特にどこからでもいいですので、自由に御意見を頂ければと思いますけれどもいかがでしょうか。

#### (工藤委員)

今回から委員で参加させて頂いたので、最初のうちに理解を間違えないうちに、確認の意味で質問させて頂きたいと思っております。「NPO等」というと、別にNPO法人に限らないということで、実際に14団体の募集があって10団体の事業を採択されたというお話を頂いて、中身見せて頂きました。この「NPO等」って言った時に、商工会とか、公益団体とか、SAVE IWATEさんとか、二子生産部とかいろいろ書いてありますけれども、事業自体が新しい公共支援事業のフレームにはまっていればいいということでしょうか。

#### (事務局：畠山総括課長)

「NPO等」とは、NPO法人に限らず幅広く捉えておまして、社会福祉協議会であるとか農業協同組合であるのとか協同組合的なものも含めて、場合によってはさらに町内会とかそういったものも対象になってきます。何れ、対象にならないという部分がはっきり決められておまして、「企業」は対象にならないことは実施要綱で書いてございますけれども、それ以外については幅広く捉えて対象と考えられております。ただ、行政ととにかく連携してください、連名ないしは協働体を組んで応募して下さいというのが条件でございまして、それでかなり絞られてくるというような経緯がございました。ただ、来年に向かいますと、その部分が緩和されるということでございまして、また少し幅広くいろんなところから声が上がってくるのではと考えております。

(工藤委員)

最小限、最低限の歯止めといった時に、その団体自身が意思決定を担うことがあるとかないとか、これといった文言での把握みたいな特段のハードルはない。企業は駄目、あとは行政と連携すればいいという、その程度のふわっとした感じなのですか。

(事務局：畠山総括課長)

何でもかんでも、どんな団体でもということにはならず、やはりそれなりに規約を揃えて頂く、あるいは会計規程といったようなものもきっちり作って頂く、そういったことは必要な条件として求めて参りますけれども、その辺をクリアして頂ければ、かなり幅広く、運営するための規約といったものをしっかり揃えている団体であれば対象になると思います。

(倉原委員長)

よろしいでしょうか。

(田中委員)

NPO の立場から、いろんな自治体さんと手を取り合って、推薦も含めてということですが、こういうことをやりたいからこういう団体を作りましたので推薦をお願いしますと言っても、自治体さんは決して推薦して頂けません。それなりの実績、活動経験、あとその構成メンバー等との信頼で、ある程度一定の数字に達して、初めて対等に手を組んで頂けるような感じになっております。

やはり、立ち上げて直ぐにというのはかなり実質的には難しい。私共としては、その辺が制約になるのではないかと考えております。

(倉原委員長)

実態としてですね。これに関連した事とかいかがでしょうか。

推薦ということが出たので私からの質問なのですが、御説明頂いた資料No.3の「新しい公共」の右側の部分ですけれども、モデル事業の変更案ということで御説明頂きましたが、この中の②の部分で「行政と連携しないでも応募ができる。」という変更になっています。

今、田中さんからもお話がありましたけれども、連携しなくてもいいけれども推薦状を提出することが求められるという時の、推薦状をもらうイコール連携となるのかなという疑問。自治体としては、推薦状というものにどれくらい壁があるのか、あるいは連携はしないけれど推薦組織に行政が参画することということの違いというのがよく分からないけれども、いかがでしょうか。

(事務局：畠山総括課長)

私共も実はいろんな NPO から推薦状を書いて下さいといったお話をよく頂きます。例えば、郵政の方で補助金をくれるそうなので、ただ県から推薦状を出すことが条件だという話とかです。例えばですが、そういったことがあって書いたりする場合がございます。推薦状といったものは、連名あるいは協働体を組むということよりはかなりハードルが低いのかなと。実際そういうことを実務でやっている側からするとですね。連名というのは、正に連帯責任というか、何かあれば県が肩代わりしなければとか、そういった連帯責任みたいなのが出てくる。協働体となれば、正にがっちり4つに組んで1から議論しながらやっていくという、かなりの負担感がある。そういうことを考えれば、推薦状というのは概ねその団体がしっかり活動しているということを証明するというか、推薦するといった意味合いですので、相対的にそれほどハードルは高くはないのかなと思います。連名あるいは協働体と言った場合には、かなりこれはハードルが高くなるということでございます。

(佐藤委員)

今回お話があったように、今年度で終了する公益信託いわて NPO 基金、岩手銀行で事務局をやっている訳ですけども、多分これ(新しい公共支援事業)は特例なのかなというふうにお話を伺って思いました。たまたまお金がついて、今年度は震災対応でいこうねというような感じなのかなと。来年については、ちょっと取り戻す形で震災だけではなくて、窓口を広げてやっていこうという感じがありますが。

(事務局：畠山総括課長)

実は、国からのお金につきましては、既に基金を県の中に作りまして、そこに1億4千5百万を全部一旦振り込んでおります。追加で来る2~3億もこの基金の中に入れます。そして、今年度と来年度で全部使い切る。これは国のお金の為の特別な基金ですから、それはそれで終わります。ただ、その後は何も決まっていないということで、正にこの委員会で御議論頂きながら新しいものを作っていきたいと思えます。あるいは、今ある岩手銀行さんをお願いしている部分について、それをもう少し活用しながらという方法もあるかもしれませんし、その辺は正に御議論頂きながら作っていこうということです。

(佐藤委員)

あと先程の変更案のところですけども、連携、連携しないで応募できる、推薦状、3択という話がありました。NPO 団体の方もいらっしゃるんですけども、確かに NPO はピンキリで、応募の内容によりますが、「うん？」というのもありますし、「これは素晴らしい」というのもあります。一定のハードルを掲げる必要があります、そのための変更案で、一応行政の、国からのお金が来る訳ですから、ある程度のチェックをかけるという意味でこれをつけたのかなと、先程説明を聞きながらそう思いました。

先日、たまたま NPO の会議に出させて頂きましたが、NPO 原理色といえますか、いろいろ思いが強い団体の方もかなりいらっしゃる。企業からいろんなお金を引き出すのも一つの手なのでしょうけれども、企業は企業で利益を尊重する、NPO は NPO で信念があってやっている訳ですので、そこら辺の狭間というか、そこら辺で共通点を見出せないとはやはり寄附は捻出されないのでしょうか、NPO にはいろいろとレベル感があるなと思いました。

先程言ったように、このお金ができたからぽって作ってですね、すぐお金がつくのかなと。難しい世界なのだろうなと思えます。ただ一方で、前の会議に出た時は、団体の方々からの意見として「いわて NPO 基金がなくなるので、ぜひ後継そういうものが欲しい」という話もでていました。

(倉原委員長)

その辺は、うまいところから来ればいいんでしょうけれども。それもこの委員会の課題の一つだと思います。

(工藤委員)

もう一点よろしいですか。当初、1億4千5百万で基金が造られ、今度新しく8億8千万が3県に配分される。24年度は、震災対応分を継続してそれ以外の案件についてもということなのですが、資料4で拝見させて頂いている支援事業というのは、どちらかというと、NPO 法人の組織自体を支援していく、基盤の整備の為の支援をしていくという事業内容が出ているのですけれども、今回のこの10団体で使われたような形の震災対応の事業に向ける分と、プラスしてこういうものもやっていくという意味で、資料 NO.4 の事業内容となっている。委託でいろいろ行うということですが、

たぶん岩手県ではまだ認定 NPO ってないですよ。たぶん現実的にハードルが高い。それを今度、県が認定 NPO の認可をする。今までの公益法人も今どんどん変わっていく、24 年の 11 月まででしたかね。こういう社会財団になればそれなりに寄附金の補助も受けられますよという扱いになる。NPO さんの場合には認定 NPO にならないとこの扱いが受けられない。現に岩手県ではまだゼロだという状況の中で、来年度以降、この「なるぞ！認定 NPO 法人！」という思いは十分分かるのですが、実際、現在の NPO 法人で認定になかなかいけない理由がある。そこへのハードルが一部緩和されるといようなことがあって、認定 NPO に力を入れていこうと支援事業に挙げているのでしょうか。

#### （事務局 島山総括課長）

はい、国の方でもなかなか数が増えないなと考えているようです。おっしゃって頂いたように、なかなかハードルが高い条件がございまして、PST（パブリック・サポート・テスト）要件という市民の方々からの寄附や財源が5分の1以上にならないとダメだとか、そうしたものがああります。その制度が変わりまして、その辺の要件はちょっと緩和しましょうということで、仮認定制度が導入されまして、3年間ぐらひは PST 要件を考えなくてもいい事にしようという制度改正が行われ、非常に手を挙げやすくなったという部分がございます。従って、私共とすれば来年度以降、今までよりは手が挙がるのではないかなと期待しておりまして、そのような体制も組んでお待ちをしているところでございます。

そういうことで、国の報告の「参考」と書いたペーパーがございまして、この中の右側の方に国で示しているメニューがございまして、1番として都道府県が NPO の応援をするということで①から④までから選んで取り組んで下さいということです。あと2番としてモデル事業というもの出て参ります。この中で、私共は先程資料No.4でお示しをした事業を展開していこうと考えているところでございます。

#### （倉原委員長）

その他いかがでしょうか。今の御質問に関連すると、本来は震災がなければ資料No.4に掲げられているようなことを想定として進めていたかったと。一方震災以降、この状況の中で国の補正も含め取り組む必要があるということだと思います。

しかしながら、これは個人としての考えですけれども、震災復興への対応を遡ると本来想定していたものを支えるような、そういう動きになればいいのではないかと。また、そういう動きにしないと真の復興には繋がらないのではないかと私は考えているところです。

その他いかがでしょうか。

#### （平澤委員）

ちょっとよろしいですか。私は、中小企業の方に関わっていますが、資料を見ていると、中小企業で組合を作っていたりすると NPO の隣あたりのような気がします。組合を作って独自に、例えば盛岡の中央部の方から沿岸部に行って支援活動をしている。これは結構長くやっているのですが、そういう活動をやっているところがある。その基盤のお金はどこから出るかという、組合によっていろいろなんですけど、個人で出す、被っている。あるいはその組合で被るとか、NPO 的な活動がいっぱいあるというのが1つあります。

それから、前回やったのは、被災地にボランティアを呼び寄せる必要があるのではないかとということで、5月ごろから県内のある観光業者に働き掛けて東京からバスで連れてきました。その際に、うちの方とかあるいは東京の中央会とかいろんなところで宣伝してもらおう。県の方では県の東京のアンテナショップにその旨のポスターを置いて宣伝してもらおうとか、そして県内にボランティアを

連れてきて、県内の温泉に泊まって、あるいは宮古なら宮古に行ってそして帰って頂くというものです。

先日は、静岡からというのもありました。これは参加者からはいくらかお金を頂く訳ですが、実質は20何人であればほとんど赤字になる。日によっては赤字でやって、会社が被る、それも覚悟でやっている。なんだかんだいっぱい活動しているということなのですが。先程のNPOの説明の中で、本来そういう人達はNPOになるかというとならない気がします。但し、結構近い活動をしている実態があるのではないかと、これは中小企業に限らずあちこちにあるのではないかと考えております。

それで場合によっては小さいところございますね。例えば、日報さんの論説に載りましたけど釜石の某商店街の活動。これは商店街の人達が主だった人達がこのままだと駄目だということであれやこれや知恵を絞って復興に向けた活動をしている。これは自分の商店の復興というよりは、その地域の復興を目指して、小さな活動ですが一生懸命やっていると。ただ、そのちょっとしたことでもお金がないとなかなか進まない現状にはありますけれども一步一步活動している。これも非常にNPOに近いということはあるが、これで基準的なものにあてはまるかどうかというのは難しい所があるなと思いつつ先程からずっと聞いている訳ですが。

そんなこともあって、私らの方からするとNPOの「等」のところにも気にかけて頂ければ、ゆくゆくはこのお金を使える可能性があるということ。さっき説明がありました10件の例では、非常に立派な活動事例だけど、釜石の事例に限らず小さな事例というのもしっぱいあるような気がしますし、いろんな団体があるということです。ただ知らないですね。私らだけではちょっとフォロー出来かねるので、市町村とかあるいは県の振興局とかでも十分情報提供して頂きながらやっていくことが必要かなと。素人の集まりというか、復興に向けての素人のゼロからの動きなものですから、このところをうまくリードしていく人というのもしっぱい必要だなと。その点も改良頂ければなというふうに思っています。

質問ではなくて、こんなこともあるという情報提供みたいな感じですが、宜しくお願いしたいと思います。

#### (倉原委員長)

はい、ありがとうございます。非常に大事なところだと思います。僕自身もこれからの「新しい公共」、あるいは工藤さんからもNPO等の「等」の部分はどこなのかという御質問があったかと思いますが、その「等」の部分を広げていかないと「新しい公共」というのは出てこないと思います。もしかしたら、その辺の実態というのは首都圏の考える「NPO等」と違った、岩手独自のいろんな取組とか暮らしに支えられた活動があるかと思ひまして、その辺も実態に則したような扱いが必要ではないかと思ひます。

事務局の方から何かありますか。

#### (事務局：畠山総括課長)

この「新しい公共」を国の方で定めている実施要領というのがありまして、その中では対象となるのが、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織というふうになっておりまして、かなり幅広い組織が入ってきます。

#### (事務局：佐々木副部長)

民間の非営利組織であれば、儲けようとする意図がなければ全て該当するということになるようですね。

(事務局：畠山総括課長)

先程お話を頂いたような、平澤委員からお話頂いたような案件も内容によっては対象になってくると思います。

(倉原委員長)

おそらくやってらっしゃる方自身は企業として、企業人だけでも、活動は企業としてではなくとも出てくると思うんですね。しかしながら、制度上は企業になると営利が含まれるということで取り扱いが難しいという、そういうもどかしさがまだあるかと思うのですが。その辺は制度的に解決していくのか、あるいは信用・実績の中で解決されていくのか、まだ今少し課題かと思えますけれど、出来れば良いことは認めるべきではないかと思えます。

(事務局：佐々木政策地域副部長)

問題はお世話役だと思いますね。そういう方々がある一つの制度によってやろうとした時に、とりまとめて書類を作ったり申請したりする。多分、お世話役の方が現場にいるけれども手いっぱいではなかなかできないなというのが実態だと思います。そこをどうするのかというのは考えていかなくちゃいけない、一つの県としての課題だと思いますね。

(倉原委員長)

おそらくその辺は、震災復興に関わらず、高齢化問題あるいはいろんな過疎、少子化いろんな問題がある中で、全体的な課題として取り組むことがまた重要なことではないかと思えます。その他いかがでしょう。

(藤尾委員)

関連ですけれども、うちの町では、いろんな小さい団体さんを支援する時、赤い羽根募金だとか公益財団さんの補助の紹介だとか、もちろん中間支援もあるので、いろんな自分達でできるようなお世話をしています。本当に上手にいろんなところの資金を活用して、自分達のやりたいことを実現する為のパートナーを探しているという現状です。

(倉原委員長)

たぶん、現場の方では、そういう御努力とそれが本当に上手にやれていらっしゃるのと、なかなか慣れないところがあるのではないかと思いますね。また、事務局の方から何かありますか。

(事務局：畠山総括課長)

それとあと、実施要領で対象にならないものが規定されておまして、民間企業、独立行政法人、個人、これは対象にならないと明記されています。逆に言うと、それ以外の部分は対象になります。

(田中委員)

企業をパートナーとしては特に否定している訳ではないのですよね。

(事務局 畠山総括課長)

いえ。要件を満たしていれば、そこと企業が組むことは全然否定はされません。

(倉原委員長)

まあ、そういう意味では、今回夏に採用させて頂いたものも決して企業が関わっちゃいけないと

いう訳ではなくて、企業の方も気楽な意味で協働な関係を頂いているのはこれからだと思いますけれども、むしろこれからも企業というのも大事な主体だと思います。その他、いかがでしょうか。

**(工藤委員)**

期間の問題についてお伺いしたいのですが、資料№.2の下に、「国から県に新しい公共支援事業基金の積み増し、事業期間は24年度末までを想定」と書いてありますが、1億4千5百万の残った分と8億8千万の国の追加配分を使って事業をやるということですね。

このお金をいつまでに使うとか、この計画というか事業自体がいつまでどういうふうに行くのか、あるいは24年度までに全て使うのか、そこは県としてどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

**(事務局：畠山総括課長)**

国の方では、「国から交付した交付金については24年度までに全部使って下さい。」ということで、「余ったら返して下さい。」ということでございます。もし仮に25年度以降何かやるとすれば、今のところは県の財源でやっていくこととなります。今お話があった事業については、基本的に来年度までに終了したいと考えているところでございます。その後の事は、また県の予算当局と相談しながら考えていかなければならない部分でございます。

ただ、先程お話頂きたいわてNPO基金の後継については、実は復興計画の実施計画の中にも明記をしているところでございまして、新しいNPO助成の為の仕組みを作りますということを明記させて頂いているところでございます。これについては、何らかの形で25年度以降の事業として立ち上げていきたいと考えています。

はっきりしているのは、そういう部分でございます。

**(工藤委員)**

ということは、その基金にこっちのお金を入れるっていうことは。

**(事務局：畠山総括課長)**

これは駄目ということです。

**(工藤委員)**

要するに、基金に積み増しするお金には使えない、やっぱり事業で使う。25年度には、県がちゃんと予算措置をしてやっていくしかないということですね。

**(倉原委員長)**

それがうまく使えればいいのですが。

**(平澤委員)**

ちょっとお聞きしますが、大船渡で外国の方が活動していますよね。ああいう人の財源は外国で調達して活動しているらしいのですが、一方では日本人が通訳等で無料奉仕をしているという実態もあるようです。ああいうNPOの場合は、NPOかどうかは分かりませんが、ああいう奉仕団体の場合は考慮しなくていいのかなと先程の説明では思いました。

一方で県内の中小企業は、佐藤委員がいらっしゃるからお分かりかもしれませんが、工藤委員もいらっしゃるんですが、ほとんど寄附が出来るほどの黒字がないというか、財源的には余裕がない。だから安定的な財源の確保っていうのは極めて厳しいのではないかという気がします。まあ、

中には寄附出来るところもいっぱいあるとは思いますが、額的には非常に厳しいというのが、多額の寄附を出せるという企業は少ない。そういう中で、どうするのかも気になります。まあ国内のNPOというならいいのですが、結局は活動に慣れた、例えば東京の大きなNPOが来て大々的にやって、このお金があつという間に無くなるということもあり得ないのかということも気にもなりません。

私、先程ちょっと言いましたが、この申請をすれば活動資金貰えそうだよという案内役ですね、これはぜひ各地に必要なのかなという気がします。特にこれは新しい事業ですから、知らないであるいは善意だけでやっている人がいっぱいいらっしゃるので、こういうふうなことをやっていこうと。

そうすれば、このお金、結構無くなるのではと思います。

**(事務局：佐々木政策地域副部長)**

今の平澤委員の発言は、もう論点の方にいっていると思うので、時間もあまりないので論点の方に移って、皆さんで議論して頂きたいと思います。

**(倉原委員長)**

はい。2番目のモデル事業の募集のいわゆる周知方法でしょうか、そこにも関わりますし重要なところかと思うので、2番目の方の「平成24年度新しい公共支援事業のモデル事業募集について」ということで、これに絡めて今のところにも御意見頂ければと思います。

まず、その辺について事務局の方から御説明頂けますでしょうか。

**(事務局：畠山総括課長)**

論点のペーパーというのを別紙で出させて頂いておまして、1、2、3とございますので、この辺を分けて御議論頂きたいと思います。

まず1点目は先程も申しあげた通り、国のガイドラインが変わりまして、他県からの応募ができるようになるという部分でございます。これについて、他県からの応募となりますと、私共と普段お付き合いのない、あまり目にする事のないNPOさん方からの応募になりますので、本当にしっかり実施して頂けるのだろうかという部分とか、あるいは事の性格上、地域の方と連携しながらしっかりやって頂けるのだろうかといったようなことをどうやって担保していくのが課題となつてきようかと思えます。例として挙げてございますが、1つは応募時点で県内の団体と協議体を結成して頂いて、協議体の名前で申請をして頂くということが考えられます。あるいは、事業実施時の推進団体あるいは推進組織というのを作らなくてはならないと国では義務付けておりますけれども、その中にもやっぱり地元の団体を入れて頂いてやって頂く必要があるかなと、そういう方法もあるのではないかと思います。この資料に書いてありますけれども、行政の推進組織への参加という意味では必須とありますので、当然の条件になりますけれども、それに加えて県内の団体も加えたらいいのではないかと。

例の2で書かせて頂いているのが、地元の支援体制、地元で既に組織的な動き、地域の人達、行政と組んでやっていく動きがあろうかと思えますけれども、そういったところとの関わりをどう考えているのかを応募書の方に記載させることによって確認するという方法もあるかなといったこともございます。その辺をどういう方法でやっていったらいいのか、皆さんで御議論頂きたいと思えます。

もう1点は、県内の団体からの応募を優先するべきかどうなのかということです。平澤さんから、東京の方の団体からかなり申請が上がってきて、そちらの方を主体に採択することになるのではないかという話がございましたけれども、せっかくの貴重な財源ですので、ぜひこれを機会に県

内の活動も高めたいと考えているものですから。そうした場合にどうすればいいのか、県内の団体からの応募の方を優先すべきなのだろうか、その辺についても御議論頂ければと思います。

例の1で書いているのは、最初に県内の団体から応募を受け付けて、残った部分で県外からも募集をかけるとかですね。あるいは県内・県外区別をつけずに同時に受け付ける。その際に、ある程度一定の県内枠・県外枠みたいなものを想定しながら募集をかけるなどなど、いろんな方法が考えられます。その辺についてどういうふうにしていけばしっかり担保できるのか、御議論頂きたいと思います。まずは1点目です。

#### （倉原委員長）

おそらくこの辺の部分は、募集に際しても、今後開かれる審査会での基準としても、この委員会としてある程度共通認識を持っていくことが大事かと思います。自由にまた御意見を頂ければと思いますがいかがでしょうか。

#### （田中委員）

いいですか。うちの団体の方で事業などの審査をする時も非常に重要なことだったのですが、せっかく多額の資金を取り込んで頂く、また積み込んで頂いた資金がある程度地元の被災地で還元されるかどうかということが非常に大きな要点になっていたように思います。

先程部長さんが退席なさる前にお話があったみたいに、復旧から復興に向けてみんなが立ち上がっていく、地元の企業さんだったりそういうところが立ち上がっていく時に、一定の商売をしていかなきゃいけない状態なのに、周りから物がどっと来て「皆さんどうぞ。」というのがあると、貰う方は助かることは助かる訳ですけれども、逆にそれで今立ち直ろうとしているところの頭を押さえてしまうことも十分に考えられる。どこから来た団体さんがどういう活動をされるかというよりも、いかにこの予算枠で組んで頂いたお金を有効に地元の方々に還元して、ばらまきとかではなく再生に繋がっていくかというのは、すごく大きなポイントになっていくのかなと。その辺の枠組みを優先させることが、これから重要になってくるような気がします。

#### （倉原委員長）

おそらく第一条件になるのではないのでしょうか、前提条件といいたいでしょうか。そういう御意見として受け止めたいと思います。その他いかがでしょうか。

それでは2つ目の②、県内を優先するか県外を優先するかで、イメージとしては県内のところを是非ということですが、しかしながら一方で、今の田中さんの御意見を踏まえると、別に県内・県外はとらわれない、地元にとって非常に有効ならば県外からでも何でもそれは優先したいということではないかと私は思います。しかもやっぱり地元の再生といいたいでしょうか、創造といいたいでしょうか、これに繋がるというのは優先すべきじゃないのでしょうか。その他いかがでしょう。

#### （藤尾委員）

同じ様なことかもしれませんが、評価表みたいなもので、まず地域の再生に繋がるような条件を入れていくとか、1年後にどの程度支援できているとか、チェック表がきちんとあつての審査じゃないと。県内か県外かということだけでは決められないのかなと。地元がどの程度復興するのかという評価基準を委員会なり県の方で定めて、それに沿った評価をしていくことが必要だと思います。

#### （佐藤委員）

やっぱり県外の団体でもいいのですが、チェックですよ。チェック機能というか、所属している組織があるのでしょうか、例えば東京なら東京である程度実績があるところでなければ金はつ

けられないと思います。個人的には、やっぱり地元の NPO につけられれば一番いいと思いますし、その辺はやはり評価基準をしっかりとすると、我々銀行では信用照会とありますが、そこら辺はしっかりとやらないと。

プレゼン資料で立派なものを作りますが、実行が伴わないというのは非常にありがちなところですよ。提案書を非常に上手に作る団体とか企業さんは多いですから。組織をしている県・団体とか過去の実績を見ながら、せっかく岩手県についての貴重なお金ですから有効に使えるような事をやられて、あと行政の参加が必須となっていますけれども、ある程度機能をしっかりとしないと拙いという気がします。

さっき言ったように、各地に避難している避難者、山形とか東京とか全国のいろんなところに避難している場合、どういう形でフォローを加味するとかですね。資金が行ったはいいけれど本当にやってくれるかっていうのもありますので。まあ県内で活動するのであれば当然チェックもできますし、慎重に管理できますけれども。

(倉原委員長)

御意見は他にありますか。

(工藤委員)

よろしいですか。どうしても岩手っていうと、西の方々から見ると西の方が 10 回喋る時に岩手の方は 1 回ぐらい喋るような、非常に口も重いし、人柄はいいんだけど自己主張しない、どちらかというとおとなしいタイプの方が多い。ですから流れとしては、基本的には被災地の復旧が一番ですから、復旧・復興が一番だからそこを優先して考えて頂くというのはいいと思います。私もよろしいと思いますが、ぜひ県内の NPO 等の皆さんにこういう事業を県として推進していくところを十分周知して頂きたい。つまり、こういう制度があるということ、実際に現場で活動している主要団体の方々が知って欲しいということをする。

この前、6 月 1 日から 6 月 30 日に募集ということで、第 1 回は 10 団体が採用された訳ですけども、今も現実に活動している団体、これからそういう活動をしていこうとしている団体に、「皆さんぜひこれを使って下さい。」という為の周知の時間を十分に取って頂きたいと思います。

(佐藤委員)

この 10 の団体を決めた時は、どういう形で周知徹底して募集を受け付けたのですか。

(事務局：畠山総括課長)

県内 4 地域で説明会を開催しました。地域の NPO とか行政の方に集まって頂いて PR をさせて頂きました。あとは本県のホームページとか、そういう形で PR しました。もっと少ないかなと思ったのですが、一応 14 の応募がありました。ただ今度はものすごい規模が違いますので、もっと手を挙げて頂ければと思っております。また地域ごとに説明会を開催しますし、あとは皆様、委員の皆様方にも PR をお手伝い頂ければありがたいところがございます。

(佐藤委員)

結構来ますよね。いわて NPO 基金の時も我々に窓口において周知徹底をしましたけれども、結構応募はあったような気がします。

(倉原委員長)

それでは全体を眺めながらまた再度御意見を頂ければと思います。2 番の方に、またこれらに関

して御意見を頂きたいと思えます。

**(事務局： 畠山総括課長)**

ちょっと進行の関係で2番、3番をまとめて御説明させて頂いてもよろしいでしょうか。

2番目は事業費の取扱いでございます。現在上限1千万円ですが、国の方ではもう上限という枠を決めずにやっていこうということでございます。ただ、各県の事情が異なるだろうということで、その辺の判断は各県にお任せということでございますが。そうはいっても青天井という場合には、団体の能力を超えたような、まさに計画だけの計画ということになりはしないかという危惧が多少ございます。1千万円のままいくか、あるいは基本1千万円で特別な場合だけそれ以上ということを確認するという方法もあるでしょうし、その辺を御議論頂きたいと思えます。

また3番でございますが、応募先及び採択手続きということで、今回は本庁だけでなく広域圏の方にも手伝って、一緒になってやっていくというふうに検討しておりますけれども、その場合どうやって透明性・公平性という、従来この委員会で心掛けてきた部分を確保していくかということがございます。

例と致しましては、県本庁でのこれまでのやり方と同様に、圏域ごとにこの委員会を作って、しかも公開でプレゼンでやっていく方法があるかと思っております。この辺についても御議論頂ければと思えますし、また2番目に、圏域で事業採択を行う場合に本庁との整合性、考え方のすり合わせみたいなのが当然必要になると考えておりますが、それをどう担保するかということです。1つのアイデアとすれば、この委員会の9名の方の中から2、3人ずつ地域、地域といっても4か所、広域圏ごとに4か所を想定しておりますが、そちらの委員会の方に派遣をして、御足労を頂いて当委員会との考え方のすり合わせみたいなのを図っていくという方法も考えられるなど考えております。この辺について御議論頂きたいと思っております。

関連致しまして、今日は御欠席されていますが佐々木りほ子委員からペーパーで論点についていくつか御指摘頂いております。この論点の部分の3番の協議事項と書いたところですが、1番のところではいろんな企画を広範囲に、まさにモデル事業に限らずやっていったらいいのではという部分でございます。②のところは先程も御意見が出ましたけれども、県外からの応募に関するチェックの問題をきっちりやっていく必要があると。次のページに進みまして、県内団体の優先の関係でございますが、県内の団体との連携がなされるのであれば、別に県内団体優先ではなくてもいいのではないかとございまして。あと4番目に事業費の御意見が出ておまして、いろんな数多くの団体が採択されることを期待したいということで、上限は撤廃すべきではないという御意見でございます。また、⑤で圏域で採択する場合の手続きの問題については、県全体でどのような事業が企画されているのか任せっぱなしだと分からなくなるのでということございまして、その辺うまく連携しながらということでございます。また、本庁サイドとのすり合わせの問題で、事業要件について職員あるいは委員の方としっかり事前のすり合わせ・研修が必要ではないか、あるいは県本庁との連携・情報交換を密にしていく必要があるのではないかと御意見を予め頂いております。以上でございます。

**(倉原委員長)**

はい、ありがとうございます。佐々木さんのペーパーはみなさんのお手元にもありますね。

今の議題についても直接反映される御意見だったかと思えます。皆さんの方から、2つの点について、あるいはまた最初の方に関しても御意見頂戴できればと思えますがいかがでしょうか。

**(佐藤委員)**

事業費の制限については、佐々木さんのこの意見を見るまでは、私も上限を撤廃した方がいいと

思っていました。計画内容によっては1千万円で収まらない部分もあるでしょうし。

例えば、大槌のマストなんかは、総事業費10億で確か6億ぐらいの補助金だと思いますが、その体力から言えば、補助金を含めていないと事業が立ち上がらなかったと思います。あと4億ちょっと融資しますけれども。物によっては、ある程度資金をつけてやらないと回らないものもあるでしょうし。他の団体では3分の1ぐらいしか資金がつかなかったものもありますし。その内容によってですね、ある程度お金をつけてやらないと回らないものもあるでしょうから。基本的には上限を撤廃した方が、まあ原則1千万円にするとか内容によってはという表現もあるでしょうが、1千万円という枠に拘らない方がいいのかなという気もしていました。ただ、佐々木さんのお話の後では、広域でたくさん各地域の活性化の為に多くお金を付けることも必要なのかなと思いました。

あともう一つ、圏域の方に行って審査するというのもどうなのかなと。レベル感の統一が必要なので、やはり本庁の方で統括して、あと委員がばらけるというよりは各委員がいろんな知恵を出して事業に優先順位をつけて、お金も含めて検討していった方がいいかと思います。

**(事務局 畠山総括課長)**

全部この委員会ということですね。

**(佐藤委員)**

この委員会でかけた方が、やっぱり統一見解といいますか、県の方も同じレベル感でやった方がいいのかなと思います。

**(倉原委員長)**

今、例にはないところですけども、御意見を頂戴しましたがいかがでしょうか。まだ事務局の方でもより良く有効に使う為の方法を模索されているところかと思いますので、自由に御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

**(藤尾委員)**

さっきの基準の部分にも繋がりますが、県というか委員会というか、どういう程度のものを望むかで違うかと。さっき平澤委員さんもおっしゃったように、小さいところでもどんとどんと、10万円とか5万円の世界も必要な部分だとすれば、全部この場で基準なども同じというのは難しいのかなという気が致します。

**(倉原委員長)**

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

**(工藤委員)**

上限は、先程の1千万円とかありますけれども、最低のラインはあるのですか。例えば寄附金のレベル、5万円とか10万円とかだともない数になると思いますので。

**(事務局：畠山総括課長)**

現状は、100万円から1千万円というところが金額の制限ですが、その辺はまさにこの委員会の御議論の中で。もっと小さいところということになれば、また考えなければと思いますが。

**(工藤委員)**

もう一つ。今回は24年度の「新しい公共」がスタートするということですが、この募集は1回

とする予定でお考えになっていらっしゃるのか、それとも複数回に分けてお考えになっているのか。県として何かお考えはあるのでしょうか。

(事務局：畠山総括課長)

その辺もまさに御意見を賜りたいところではありますが、1つの案とすれば、まずは募集をかけて残額が出た場合にまた再募集する。また残額が出れば再々募集というやり方があるかなと考えております。あるいはもう1つの案とすれば、ある程度3等分ぐらいにして、3回に分けて募集するというやり方もあるのかもしれませんが、その場合には最期の募集で残った場合どうするかみたいな議論がどうしても出て参ります。

(工藤委員)

念のため、使いきっておかないと。

(事務局 畠山総括課長)

せっかく頂くお金ですので、なるべく効率的に活用させて頂きたいなと思っております。

(倉原委員長)

やっぱり有効に使い切りたいですよ。

(田中委員)

10分の10ってというのは滅多にないですからね。大概はいくらかの自己負担は必ず求められますからね。

(倉原委員長)

はい、その他いかがでしょうか。

今までにいろんな共感する、私も同じ事を思っていた御意見がたくさん出たと思います。それらの御意見を十分に伝えておく、ちょっと丁寧に伝えておくことが必要かと思えます。

1つは表現として、それと伝える機会というか、なかなか小さいところには伝わりづらいので、いろんな小さな活動には伝わりづらいところをきめ細かく伝えておくことを入念にやるべきかと思えます。その際、前提としては、今は震災・復興が緊急の課題で重要ですがけれども、しかしながらその場しのぎの復興ではなく、これからのことを踏まえて、あるいは社会づくりの為に、地域づくりの為になるのだということを見つめた上での取組み、一方これは直接復興に重要だというのは当然なのですが、その辺もしっかり掲げた上で丁寧に情報伝達することも重要だと思えました。

それともう1点ですけれども、おそらく現場の方でいろいろ慣れていらっしゃる、大きいお金を動かせる団体がいらっしゃるかもしれませんが、一方、もう金額を聞いただけで「自分達には関係ないや。」と思われるような方もいらっしゃると思います。そういう意味では、例えば額を限定しなくても十分その辺が分かればいいのかと思えますけど、お金の目安でああこれは重いなとか、あるいは気軽だなとか思われるところもあるかと思うので、また後で事務局で御検討頂ければと思いますが。

あと一方、例えば町内会とかいろんな企業の方とか日頃からボランティアをやっていらっしゃる方も、これだったら自分達が活用させてもらいたいなという、案外チェックが甘いといったら変ですけども、数十万円単位のものとかを作っておくと、2段階から3段階ぐらいから作っておくと逆に有効なものが出てくるのではないかと思えました。

加えてそういうものに対してチェックが甘くなる分、お金を繰り越しはできませんけれども、そ

の時培われた経験だったり体制というのは続くものだと思うので、そこでの経験を報告して頂くとか、あるいは字面等に残すとか、そんな仕組みの補助もあればなお話を伺いながらそう思ったところですか。今のは僕個人としての意見です。その他いかがでしょうか。

**(事務局：佐々木副部長)**

先程までの御意見をお聞きしますと、ある程度基準を合わせるには全県統一で委員会は1つだと。それから件数もある程度拾い上げていった方がいいというお話なので、ある程度のレベルで事務局で審査してやる部分と、それから委員会の方に十分吟味して頂く部分のラインを定めて頂ければ非常に効率的にやれると思うので、その辺あたりにちょっと論を絞って頂いて御議論頂ければと思います。

**(倉原委員長)**

ラインというのは金額ですか。

**(事務局：佐々木政策地域副部長)**

まあ金額でしか。例えば500万ですとか、100万ですとか。

**(工藤委員)**

金額が大きくなれば、委員会に振った方がいいのではないですか。

私は、ボランティアとか慈善事業はそれでやるべきだと思います。5万円、10万円とか、その団体とか町内会でできる範囲のものについては、やっぱりそれでやるべきではないかと。

今回、国の方からまとまったお金が出ますので、地域の復旧・復興に向けてやればある程度付き合うようになって、それについてはお金をつけてあげましょうっていう方がいいのかなと。500万円とか300万円ぐらいであればいいでしょうけれども、5万円とか10万円とかではあんまり小さいので。

個人でボランティアをやっている方もたくさんいます。現地に行って瓦礫処理をしたり。うちの会社でも組合が取りまとめして、バス1台を貸し切って50人位で宮古とかいろんなどろに行っただけで瓦礫処理をしていますが、それは皆参加費用を払って自分の気持ちで行く。そういうのも大事じゃないかなという気がします。

先程言ったように、ある程度の規模である程度の資金が必要な、お金を動かすものについてはお金をつけてあげた方がいいのかなという気がします。あと、年度で使い切るのであれば、やはり十分な準備期間と十分な周知をしてあげて、ある程度一発でやる方がいい。あと半年しかないのにこれを全部使い切りなさいと言われても無理だと思います。2月審査で4月ぐらいにお金をつけてあげるとかですね、1年間で使いなさいっていうような形でやってやらないと。なんか無理やりお金を使うというのはちょっとおかしいかなと。

**(事務局：畠山総括課長)**

すみません。今年度10件採択されたものの平均が大体600万円というお話は先程したとおりです。仮に来年、総枠が3億ぐらいだと仮定しますと50件になります。プレゼンテーションを14件やるのに丸1日かかった経験がございます。仮に50件やるとすれば、2～3日委員さん方をお願いする。そういう感じかなということでございまして。

**(佐藤委員)**

ただ今回は県外にも窓口を広げますよね。たぶんかなりのスケールのあるものも出てくるのでは

ないかと。

(事務局：畠山総括課長)

先程の2千万円、3千万円のものもどんどん認めるということですか。

(佐藤委員)

原則1千万円ですけれども、今回は県内でこういう地元のNPOの方とか各地方の商工会さんとか入っていますので、平均6百万ぐらいかもしれませんが、中央とかのそれなりに専門にやってくれる方でしたら、NPOの方々それなりに理念と夢があるでしょうから、いろんな提案が来るのではないかという気がします。

でも、やっぱり50は確かに多い。その場合は県の方で半分まず見て頂いて、委員の方ではある程度の方を見て頂いてその辺のところを審査するというのはどうでしょうか。

確かに3日間縛られるのは大変で、朝から晩までというのは大変だと思います。

(倉原委員長)

まあ、そういう意味では直接のプレゼンの審査と、一方で書面審査とかいくつかの方法があると思います。

(田中委員)

前回の応募もそうでしたが、どこかの組織が単体でこれをやりますというようなことは割とあまり少ないというか、核になるところがあつていろんなところが寄せ集められて、その1つの事業を皆で協力してやりましょう、それについては地元の企業がいてそれを運営する為の資金が要りますねという発想で動かしているところが非常に多くなってきたのかなと。

うちは、久慈の中の合併した前山形村というところで、8つの地域に分かれてそれぞれの地域で秋の収穫祭みたいなのをやりますが、それだと全然人が集まって来ない。2年、3年前ぐらいから街道祭というそこを全部ぐるっと一周して周りましょうという大きなお祭りに全部集約すると、久慈だけじゃなくて八戸とか近郊の方達も集まり始めてきました。それから1つの団体ではなかなか集客とかそういうことが難しいけれども、皆集めるとまた違った形になってくるとか、そういうある意味発想をどんとひっくり返すような形っていうのはすごく必要になってくるのかなと。

あと、いわゆる産業の再生というのはどうしても単年度ではなくて何年かっていうスパンで見えていかなくてはいけないのですが、先程委員長の方からもありましたが、交流する、人と人とが繋がってきかけができ、人が流れてくる、回ってくれるというので、当然それで活動が起きてきます。そういったことを一度だけではなくて、また来たいとか、また来てほしいとか、そういう結びつきを提案するっていうのも1つの手なのかなと思います。

(倉原委員長)

そういう意味で周知の辺り、あるいは募集要項に入るかもしれませんが、例えばこういうものを望んでいるとか、こういうふうに使って欲しいとかという説明もある程度しておかないと、紙を見るだけでは応募しづらいと思いますね。そういう点でも丁寧な周知が必要じゃないかと思います。

だんだん時間が迫ってきていますけれども、結構大事なところだと思いますし、また事務局の方からラインはどの辺にという話もありました。その辺も含めて、あるいはその他いかがでしょうか。

(平澤委員)

あの、よろしいですか。県外の分については、佐藤さんの御意見の通りで、県外で活動する団体

がくるということはありません。復興に結びつくのであれば、県外の団体もいいということで私も非常に賛成ですが、事業費が1千万円を超えるところが出てくると思います。基本的には、原則は1千万円ですけれども、オーバーしても審査によっては出すこともありますよということで、それもよろしいかなと思っております。

それから応募先の件では、やっぱり500万円とか300万円とかに線を引いて、そしてそれは事務局の方でいいんだと。事務局じゃなくて、私は出先機関の振興局、さっき4つって言いましたから盛岡、県南、沿岸、県北になると思いますけど、その振興局である程度のものは責任もってやっってもら方がいいのではないかと思います。全部こっちに来て、事務局でやって、あと一定以上はこの委員会っていうのもどうか、ちょっと多いんじゃないかなという気がしますから。

あと100万円以下というのは、実は8月ごろですか、いろんな団体に集まった義援金を配って歩きました。そうしたら、50万円とか30万円ですごく喜ばれました。そして「これでうちの方でも活動できる資金になる。」ということをおっしゃったもの、それを考えると100万円よりちょっと低くてもいいのではないかなという気もします。また、あんまり低いと事務局が大変だということもある。それはある程度の線でやったらどうか。金額的に一定のものは地方でやる。また、地方でやるとなれば、地方で一生懸命育てることにもなるのではないかな。やる人あるいはそういう団体を育成するという視点からも、あちこちの人が関わることになればかえっていいのではないかなと思います。それもまた手間だなという感じもしない訳じゃないので、どうするかまた検討が必要だと思いますがいかがでしょうか。

**(倉原委員長)**

ありがとうございます。やっぱり1千万円と聞くと、小さなところは額だけでもなかなか手が挙がらないのではないかなと思う中で、今、いい方法の御提案もありましたけれども、そうしたものも必要ではないかなと思います。

**(工藤委員)**

これは、個別に年度が終わったら国に報告するのですか。

**(事務局：畠山総括課長)**

はい。全部公開で。発表会もやっってもらうことにしております。

**(工藤委員)**

補助金事業とかはそうですね。その場合に、例えば5万円、10万円となった場合に件数が問題になったりする。ある程度広がることはいいと思うのですが、各地域のそういう活動が活性化して、そういう間口を広げてあげるっていうことが事業の趣旨に合うのか。

そうであれば、前やっていたような、いわてNPO基金。あれは30万円とか50万円とかで出しましたので、その範疇であれば、多分こっちに入るのでしょうけれども。あとは考え方ですね。5万円や10万円で、そういう活動している人達に地域を活性化してもらおうということであれば、決して私は反対している訳ではないのですが。

**(事務局：畠山総括課長)**

100万円とか、きっかり100万円以上でなければいけないかどうかっていう部分は、多少は検討の余地があるかなと思います。90万円でもいいかとかですね。そういう部分はあるかなと思いますが、5万円、10万円というのはちょっといかがかなという気が致します。他にも工面する手立てがあるのかも知れませんし。

**(工藤委員)**

ちょっとよろしいですか。対象となる法人というのは、例えば社会福祉法人なんかでも今ボラセン経由で現場に行っています。そういうものについては、赤い羽根の共同募金会の方にまず申請して何百万円か頂いて活動していく。先程、NPOの方でもいろんな団体から上手に見つけているという話もありましたけれども、基本的にNPOで自分達の人件費はお金を貰ってやろうっていう活動をしていらっしゃる団体は比較的少なくて、どちらかという自分の労務は無償で提供して活動していらっしゃる。

ただ今回は、採択頂ければその人件費自体が補助事業の対象になるということなので、それで被災地の支援活動の輪が広がるのであれば、ちゃんと取るものを取って頂いて活動して頂くというのは大賛成です。ただ、やっぱり委員会のキャパもあるので、従来100万円以上1千万円までということやってこられたのであれば、枠が広がるというお話はどうかと。額は大きくなるのでしょうけれども。原則1千万円で超える分は別にというのは、それはそれで私は賛成致します。

ただ、今度は県外からも応募できて、それなりの規模、例えば年間で300万円の人件費がかかるからそれを10人で3千万円だとすれば、いくらでもお金を使いますよね。ただ、人件費自体は補助の対象にはなっている。

**(倉原委員長)**

その辺も書面上でテクニカルなところは、うまく書くということですね。まあ、そういう意味では開いてみないと分からないという部分もありますけれども、先程も御説明であったと思います。できれば委員さん方、田中さんとかあるいは佐々木さんとか、NPOを実際にやっていらっしゃる方々とか、あそこはいいところだしこういう情報もあるし、これをぜひいい形で使ってくれというような。個人的にもいろいろ情報提供頂くのが、より確実じゃないかなと思うところですね。

**(工藤委員)**

あと1つ。支援事業について、24年度はこういう格好でやるっていうお話ですが、ここの分の予算は具体的には決まっているのですか。

**(事務局：畠山総括課長)**

これは、これから予算担当の方に要求致しまして、大体決まって参りますのが1月末。2月の始めごろには発表できる段階になってこようかと思えます。もちろん県議会では3月の末頃にならないと議決は頂けない訳ですが。

**(工藤委員)**

そうすると、支援事業とか寄附募集支援事業とかいうのは大体どのくらいの予算で。後の残りは基本的にはモデル事業の方にですか。

**(事務局：畠山総括課長)**

そうですね。今ちょっとここで額を申し上げるという状況ではございませんが、大半はモデル事業の方ということになります。

**(倉原委員長)**

そういう意味では、モデル事業の方が額もかなり大きくなるんじゃないでしょうか。その他いかがでしょうか。

(佐藤委員)

あと、この前回の採択事業ですと、空白地帯が結構ありますよね。資料の右側にあるのが事業の番号ですよね。

(事務局：畠山総括課長)

先程の1番から10番までの採択事業の番号を記載しています。

(工藤委員)

沿岸の被災地でないところも結構ありますので。周知、広報活動をちゃんとやったかもしれませんが、あとNPOの活動の活発なところとかですね。例えば田中さんがいらっしゃる久慈なんか結構出でらっしゃると思いますので。いろいろ周知徹底の方法もあるでしょうから、万遍なく平等にチャンスを与えてあげるといえるか、そういうのも大事ではないのかなと思いました。

(倉原委員長)

そうですね。そういう地域的なバランス配慮も大事かと思います。もしかしたら、大船渡、高田の方はまだ大変で、応募どころではなかったということも想像するところです。あと、募集の選定方法あるいは年度末の報告でしょうか。それも今後どういう方法にされるか分かりませんが、ある程度広げて、数も大事だとするならば、全て委員会ではできないこともあると思うので、ある線を引きながら委員会として見るところ、あるいはどこかに委任するところというのもあり得るかなと思いました。

それと報告によっても、全てを同じような条件で報告しなさいとなると、やっぱり荷が重いところもあるのではないかという気がする中で、しかしながら全くこう手放しではなくて、別の何らかの形で最終的な報告と、それと一方口頭による報告と、いくつかタイプがあってもいいのかなと。事務局の手間暇が増える訳で、言いつらい部分があるんですけど。まあ可能な範囲内で細かい対応をして頂ければなと個人として思ったところです。

時間が来ていますけれども、次の3つ目についてどうでしょうか。

(事務局：畠山総括課長)

それは当方から御説明ということでございますが、とりあえずモデル事業について来年度のお金の大半はそちらの方にかかりますけれども、25年度以降の、先程から申し上げたいわてNPO基金の後を継ぐ後継策ですね。これの部分については来年この委員会で御議論を頂きまして、それを踏まえて組み立てて参りたいと考えております。来年は、その辺の御議論が中心になるということをやめ御説明させて頂くということでございます。以上でございます。

(倉原委員長)

では、一応今日の会議の次第については御説明、御議論頂いたところでございますが、全体を振り返ってもう少し加えたいこととかありましたら、御意見頂ければと思いますけれど、いかがでしょうか。

(工藤委員)

今日、推薦状という話がありましたが、従来から活動していらっしゃるところはいいのかもしれませんが、例えば、新たにこういう格好で被災地の支援をしていきたいという場合、どうやって推薦状をもらうのでしょうか。県の方の御判断ということになるのかもしれませんが、そのハード

ルの加減がどうもピンとこないのですけれども、どんなイメージで考えておいたらよろしいのですか。

（事務局：畠山総括課長）

行政の側としては、全くどういう団体か分からないところにはなかなか書きにくいだろうと思っておりますけれども、普段の活動を通じて、いろいろとお付き合いがあるところから推薦状を貰うことになると思います。かつ、この震災対応案件につきましては、国の方の意見では、やはり実際に活動する現場で行政と連携することを求めていますので、実際に陸前高田に入って活動するというのであれば、陸前高田の方から推薦状を書いてもらうとかですね。

陸前高田の推薦状を書いてもらうにあたっては、今まで陸前高田との関係がない場合、盛岡市内で目覚ましい活動をしているのであれば、陸前高田に持って行く前に盛岡市長さんからちょっと一筆書いてもらうとかですね、そういうやり方もあるのかもしれませんが、そういう形で関わりがあるところからの推薦状をいう形を求めているところがございます。

（倉原委員長）

行政の推薦状を出すところは、活動に直接関係ないところでも可能な訳ですか。例えば、極端に言えば、県外から支援に入りたいということで、県外の行政の方の推薦状でいらっしゃるということも可能な訳ですか。

（事務局：畠山総括課長）

国の方で今考えているスキームは、岩手県内で活動する場合には他県の NPO であっても県内の市町村から推薦状を書いてもらうというものです。活動先の市町村と一緒に会議体を作って、会議組織を作って、実際に動かしていくことが必要ではないのかと言っています。

（倉原委員長）

例えば、全て県内ということですけど、高田の方でいろいろ支援活動をしたい、けれども久慈で市長さんから推薦状をもらうっていうのもあるのでしょうか。

（事務局：畠山総括課長）

高田でやっている団体が今度は久慈でやりたいという場合でしょうか。

（倉原委員長）

いや、全く高田とは縁がなかったけれども、久慈の方では地元の行政と一緒にやっていて、ある程度知っているところだよという、地元からの推薦状ということですけども。

（事務局：佐々木副部長）

やっぱり県内の場合には、やはり活動する自治体ですね。その市町村の推薦状でないと高田の人分かりませんよね。これから活動しようとしているところの推薦状を貰えないと。

（事務局：畠山総括課長）

見知らぬ土地で新たに活動に入る場合は、活動先の推薦状はなかなか貰いにくいのではないかと思いますね。

この事業を申請する前に、既に入って実際に活動している団体が有利になるということになってくると思います。実際、高田なら高田の市役所で、どこからか突然来た NPO に推薦状は書きにく

いということがあるのかもしれませんが。その場合、元々その NPO が所在していたところの市町村役場からの添え書きみたいな書面をお持ちになって高田の市役所にいらっしゃるといことであれば、高田の市役所でも少しは推薦状を書きやすいのかもしれませんが。

(田中委員)

一般的には、他で活動されている NPO さんで一定の成果を挙げられているところは、地元の NPO とまず最初に話をすることが多いです。「こういうことをやりたいので一緒にやってもらえないか。」という格好で。そこで募集することと合えば、初めてタッグを組んでやっていく。大概是そっちの方から入られるのかなという感触はあります。

(倉原委員長)

そこを通じて、場合によっては地元の方と一緒にというふうになるのでしょうか。

(田中委員)

ワンクッション置いて、実際に活動していてその成果を見ながら地方の人達がそれに参加していく。見ず知らずの人が来て、いきなり旗を振っても周りはずいていかない。同じ様な事をやっている人がいると、あの人と一緒にだったらという見方をされますので。

(事務局：千葉部長)

そういう意味では、NPO さんとの連携というのは1つの実質的な要件になるのではないかと私共も思っております。やはり、知らないところが突然来て、地元の取組と摩擦が起きても困りますし、そういうところは配慮しなければと思っております。

(田中委員)

こんないい話を持ってきたのに、なんであなた方は一緒にやらないのだとなったら。

(藤尾委員)

今お話を伺っていて思いつきましたが、市町村の立場から。もしかしたら大きな NPO さんと手を組むチャンス、推薦状1枚書くことでその NPO さんと繋がりができて、もしかしたら将来紫波町に大きなメリットを与えてくれる NPO さんと繋がるチャンスなので、推薦状を書きますからこういう団体さん手を挙げてくださってという発信をしたら、町のメリットになる。

(倉原委員長)

各市町村の方からですね。まあ逆にそこでチェックも入るでしょうし、いい体制になるでしょうし。

(藤尾委員)

紫波町では環境と福祉ということで謳っていますが、「環境を良くする NPO さん、沿岸に支援しませんか、される時には紫波町がチェックして推薦状を書きます。」というような発信のさせ方。させ方っていうとおかしいですが、県の立場からするとそういうやらせ方をしても面白いのではないかと。やらせ方っていうとまずいですね。

(事務局：千葉部長)

仕組みを創設するということですね。

**(田中委員)**

いろんなことを思っている NPO さんがいらっしゃいますし、紫波町ですと、風波・デザインさんなんかやられていますけれども、かなり全国区になってきていらっしゃるので、NPO さんもそうですし、NGO さんとかいろんな組織というのはかなりパイプを持っていらっしゃるので、そこら辺を突いてみると楽しかったりするかもしれないです。

**(倉原委員長)**

いろんな応募方法、あるいはいろんな内容があると思いますから、できれば排除してしまう仕組みではなくて、いいものはどんどん受け入れられるような仕組みがいいですね。

時間ですね。おそらくまだ御意見、アドバイス、また伺われることもあるかと思うので、その辺はまた事務局の方に伝えて頂ければということでもいいでしょうか。時間なので、僕の方からは終わらせて頂きます。

**(事務局：千葉部長)**

では、一言御礼を申し上げます。中座市しまして失礼致しました。本日は具体的なアドバイスを多く頂きまして、本当にありがとうございます。私、実はこの同じ時間に開催してました「いわて未来づくり機構」という、この委員会の一部委員さんの所属団体・組織でも入っている団体なんです。実は公募型の復興企画を進めるということで、特に県外からの支援への対応の進め方ということで議論をして頂いているところでございます。中座中、いろいろな議論があったと思いますが、本日この委員会でもこういう議論をして頂いていると御紹介申し上げてきたところであります。

開かれた復興ということで、県内の民間の方からの御意見も重要でございますし、できるだけうまく県外からのお力も頂いて、基金のお金も活用できるような仕組みを作りたいと思います。これから原案を事務局で作りますので、その中でさらに御議論頂いて、できるだけそういう趣旨に添った仕組みにしたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

熱心に御議論頂きましてありがとうございました。

**(事務局：畠山総括課長)**

今日はありがとうございました。